**～　介護サービス等の利用について　～**

**介護サービス等を利用するためには、まず市高齢者支援課または各総合支所・支所担当課の窓口に申請して、「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。**

**また、市高齢者支援課または各総合支所・支所担当課の窓口で基本チェックリストを受けた上で、地域包括支援センターが訪問・面談した結果、生活機能の低下が見られた場合には、「事業対象者」として一部のサービスを受けることが可能です。**

**要介護・要支援のいずれかの区分に認定された方で、自宅に住みながら介護サービス等の利用を希望する場合や、事業対象者の方は、**

**・要介護の方については、居宅介護支援事業所（Ｐ１～３）**

**・要支援・事業対象者の方については、地域包括支援センター（Ｐ４）**

**にご相談いただき、ケアプランを作成、ケアプランに位置付けたサービス事業所と契約してから、サービスを利用することになります。**

**サービス事業所ごとの対応可能な内容やサービスの提供地域など、詳細なサービスについて知りたい場合は、各介護保険サービス事業所にお問い合わせください。**

**なお、介護保険サービス事業所のより詳しい情報は、以下のホームページでもご覧いただくことができます。**

**○「山口県介護保険情報総合ガイド　かいごへるぷやまぐち」内**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス事業所データベース**ＵＲＬ：<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/jigyosho/>**山口県内の介護保険サービス事業所を検索できます。** |  |

　**○「介護サービス情報公表システム」（厚生労働省ホームページ内）**

|  |  |
| --- | --- |
| ＵＲＬ：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>**全国の介護保険サービス事業所を検索できます。****サービスの内容や費用など、詳しい情報についても掲載されています。** |  |